

幼児教育の実践の質向上に関する検討会における 議論のまとめ（素案）

目次

(はじめに)

- I. 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性
 - 1. 幼児教育の重要性
 - 2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向
 - 3. 幼児教育の実践の質向上
- II. 幼児教育の質の向上のための具体的方策
 - 1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
 - (1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善
 - (2) 小学校教育との円滑な接続の推進
 - (3) 教育環境の整備
 - (4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援
 - 2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
 - (1) 処遇改善をはじめとした人材の確保
 - (2) 研修の充実等による資質の向上
 - (3) 教職員の専門性の向上
 - 3. 幼児教育の質の評価の促進
 - (1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施
 - (2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善
 - (3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及
 - 4. 家庭・地域における幼児教育の支援
 - (1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供
 - (2) 関係機関相互の連携強化
 - (3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進
 - 5. 幼児教育を推進するための体制の構築
 - (1) 地方公共団体における体制の構築
 - (2) 調査研究の推進

I. 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. 幼児教育の重要性

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。平成18年に全面改正された教育基本法（平成18年法律第120号）においては、こうした幼児教育の重要性が謳われ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。
- 平成19年には、学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、幼稚園が学校教育のはじまりとして、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確になるよう、各学校種の中で最初に規定されるとともに、教育基本法に教育の目的、目標及び幼児期の教育に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定が置かれた。そして、その目的としては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることが明記されている。
- 諸外国においても、質の高い幼児教育を提供することで、忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を育み、将来の生活に大きな差を生じさせる効果があるとの研究成果をはじめ、幼児教育への重要性についての認識が高まっている。

2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向

- こうした背景から、近年、幼児教育を巡る国の政策は大きな動きを見せている。平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）がスタートした。新制度においては、幼稚園、保育所、認定こども園等のそれぞれの創意工夫を生かした良質かつ適切な教育・保育の提供体制を整備することとされ、実施主体である市町村は、域内の教育・保育について、一体的にその量の拡充・質の向上を図ることが求められている。国においては、引き続き、各年度の予算編成過程において、質の向上のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めることが求められているところである。
- また、令和元年10月1日からは、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する、幼児教育・保育の無償化が実施されている。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育を受ける機会を実質的に保障する意義を有するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策にも貢献する意義を有していると言える。

- 幼児教育の重要性については、これまで様々な場面で指摘がなされたところであるが、幼児教育分野に対する公的投資がこれほど大きくなつた時代ではなく、同時にそれに見合うだけの質の高い教育が提供できているのか、幼児教育の質の向上を求める声が強くなっていると言える。
- 平成 31 年 4 月には、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、同諮問の中では、「幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上」が審議事項の一つとして位置付けられている。

3. 幼児教育の実践の質向上

- 幼児教育の質の向上を目的とした近年の制度改正については、幼児教育の内容の基準である幼稚園教育要領（平成 29 年文部科学省告示第 62 号）、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）（以下「幼稚園教育要領等」という。）が平成 29 年 3 月に告示され、幼児教育において子供に育みたい資質・能力¹等を共通化して明確にするなど、その内容について一層の整合性が図られたところであり、平成 30 年度から新幼稚園教育要領等に基づいた現場での実践が始まっている。
- また、教師の資質向上については、平成 28 年 11 月に教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）及び教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）等の一部改正が行われ、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を含む教師としての資質向上に関する指標が全国的に整備されるとともに、大学の教職課程の科目区分が大くくり化されるなど、新たな体制の構築が図られた。
- 一方で、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られる。各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験できない社会・文化・自然等に触れ、幼児期なりの豊かさを得るという適切な環境下での幼児教育の実践が求められている。
- こうした国の制度や施策、幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、個々の教職員が子供と直接関わり合いながら幼児教育の実践の質向上に一層取り組む必要があり、幼児教育関係団体とも連携・協力しながら、更により良いものにしていくことが重要である。

¹ 「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」。

II. 幼児教育の質の向上のための具体的方策

- 幼児教育は、幼稚園、保育所、認定こども園といった幼児教育施設だけではなく、家庭、地域等の幼児の遊びや生活に関わるあらゆる場面において行われるものであり、それら全てを通じて、子供の健やかな育ちを目指し、その最善の利益を考慮した質の高い環境が提供されるべきものである。
- このため、国及び地方公共団体はもとより、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力しながら、それぞれの役割を果たし、質の高い幼児教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられていることを目指す必要がある。
- 今回、幼児教育の質の向上の実現に向けて、総合的に施策を展開する観点から、以下の五つの柱建てに沿って、具体的方策を提言する。
 1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
 2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
 3. 幼児教育の質の評価の促進
 4. 家庭・地域における幼児教育の支援
 5. 幼児教育を推進するための体制の構築

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことは重要である。このため、幼児教育は、幼児の自発的な活動としての「遊び」を発達の基礎を培う重要な学習であるとして、「環境を通して行う教育」を基本としている。
- 教職員は、適当な環境を計画的に設定し、幼児が主体性を發揮して活動を展開できるよう援助することが求められており、教科書のような主たる教材を用いないことから、幼児教育には特有の難しさが存在する。また、近年では障害のある幼児や外国につながる幼児といった特別な配慮を必要とする幼児への対応など、幼児教育現場の課題は多様化・複雑化している状況にある。
- こうしたことを踏まえた幼児教育の内容・方法については、新幼稚園教育要領等が平成30年4月から実施されており、その内容を教職員一人一人が理解し、現場での実践に反映させることが重要である。

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- 教育は、子供の望ましい発達を期待し、子供の持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園教育要領等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育が求められている。
- そのためには、新幼稚園教育要領等の趣旨や内容について、研修や研究協議会等を通じて関係者の理解を深めるようにするとともに、新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握に努めることが必要である。
- また、教職員の参考となる資料の作成、調査研究や好事例等の情報提供を通じて、幼児教育施設における教育内容や指導方法の改善及び充実を図る必要がある。
- さらに、幼児教育施設では、環境を通して行う教育を基本としていることから、子供を取り巻く環境の全てが教材となり得ることを踏まえ、環境が子供の発達にとってどのような意味があるのかといった環境の教育的価値について研究を積み重ねていくことが重要である。
- 家庭、地域、幼児教育施設という一連の生活の流れの中で、子供の望ましい発達が促されることから、幼児教育施設における教育を通じて、どのような資質・能力を育んでいきたいのか、その資質・能力が社会とどのようにつながっていくのかについて、家庭や地域と認識を共有する必要がある。そして、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程等において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」を実現させていくことが重要である。

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設の教育において育まれてきた資質・能力が、小学校教育を通じて更に伸長していくことが重要である。そのためには、新幼稚園教育要領等で位置付けられた、資質・能力が育まれている5歳児修了時の具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿²」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図り、幼児教育と小学校教育との接続³の一層の強化を図る必要がある。

² 新幼稚園教育要領等に位置付けられたもの。「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」。

³ 「連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安」(平成22年11月「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査

- 幼児教育施設では、その活動が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする必要がある。
- 小学校教育では、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供の成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。
- 幼児期から小学校への教育のつながりを確保するためには、幼児と児童の交流だけでなく、幼児教育施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有しておくことが重要であり、幼児教育施設と小学校の教職員との合同研修等の実施や、人事交流、相互の派遣研修等の推進が必要である。なお、地域の幼児教育と小学校教育の円滑な接続の観点から、小学校との連携は、幼稚園だけではなく、保育所や認定こども園等も含めた幼児教育施設全体で推進していくことが重要である。
- 一方、幼児教育施設と小学校との間で積み上げた連携の実践が、園長・校長や中核となる教職員の異動等により実施が困難になるといった声もある。地域全体として幼児教育施設と小学校との連携・接続の強化や、継続的な連携・接続の担保、合同研修やカリキュラム開発の効果的な実施を図る上で、教育委員会や幼児教育センター等の行政がリーダーシップを發揮していくことが重要である。その際、学校区単位など一定のブロックを設定することも有効である。

(3) 教育環境の整備

- 幼児教育の質の向上には、教育内容の充実だけでなく、資質・能力を育む上で効果的な環境の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。教育内容・方法に対応した保育空間、子育ての支援活動等の運営が円滑に行われる空間として、幼児教育にふさわしい環境整備の充実を図ることが重要である。

研究協力者会議))

- ステップ0 連携の予定・計画がまだ無い。
- ステップ1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

- 先端技術の活用については、園内環境のアセスメントや業務負担の軽減のみならず、教職員と子供の関わりの実践知を可視化し、研修の素材としたりすることが考えられる。とりわけ幼児段階については、教職員と子供の関わりも深いことから、教職員の発話や行動と併せて分析することも考えられる。
- なお、ＩＣＴを基盤とした先端技術の活用に関しては、子供の発達の段階を十分考慮する必要がある。特に、幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、幼児教育施設での生活では得難い体験を補完するなど、ＩＣＴ等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用することが重要である。
- 教育環境の充実に加え、耐震化、アスベスト対策、防犯、バリアフリー化等の安全対策にも対応できるよう、所要の措置を行うことが必要である。また、業務のＩＣＴ化の推進等により、教職員の事務負担の軽減を図ることも重要である。

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が必要であると判断されている幼児の数⁴は増加傾向にある。子供一人一人の発達に応じた指導を行い、子供の発達の実情や生活の流れなどに即して、教職員が子供の活動にとって適切な環境を構成するという観点から、幼児教育は特別支援教育との親和性が高く、障害のある幼児等への支援を充実させることは、全ての子供への指導の充実にも資するものであると言える。
- 障害のある幼児等の将来的な自立と社会参加を見据えた一人一人の教育的ニーズを把握した早期発見・早期支援が重要であることから、幼児教育施設における特別支援教育の充実、それを支える体制整備が求められている。
- これについては、これまで特別支援教育支援員の配置に係る地方交付税措置が講じられてきたほか、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家の配置に関する支援が行われてきたところであり、引き続きこれらの支援等を行うことが重要である。また、近年の医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な幼児が通園する場合も考えられ、今後、これを踏まえた環境整備を行うことが必要である。

⁴ 「平成30年度特別支援教育に関する調査」によると、個別の指導計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に作成されている幼児は、幼稚園で82.2%、幼保連携型認定こども園で84.4%である。また、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に作成されている幼児は、幼稚園で72.4%、幼保連携型認定こども園で71.6%である。

- 他方、幼稚園等における体制は十分とは言い難く、とりわけ私立幼稚園については、受入れのニーズに応えきれていないという声もあることから、私学助成による支援を充実させ、園内体制の充実を図ることが期待される。
- 公立幼稚園については、これまで特別な配慮を必要とする幼児の受け皿となってきた、さらに、特別支援教育の知見を持つ担い手の養成にも貢献してきたところであり、引き続きその役割を果たすことが期待される。
- 障害のある幼児等への支援に当たっては、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を担う関係機関との連携を図ることが重要である。
- 国においては、特別支援教育に関する教職員の資質向上のため、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等の整理等に関する検討を行うべきである。
- また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児⁵といった外国につながる幼児の増加が見込まれる。幼児教育施設を活用し、外国につながる幼児やその保護者に対する小学校入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための日本語指導、就学ガイダンス、就学相談等の取組を充実することが重要である。
- 地方公共団体においては、幼児教育施設に関して相談が可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況、就学案内等の多言語でのホームページ掲載など就園・就学等に関する情報へのアクセスの向上を図ることが期待される。また、保護者等との円滑な意思疎通が図られるよう、通訳者の派遣、連絡文書の多言語化、多言語翻訳システムといったＩＣＴを活用した支援等が望まれる。
- 国においては、就学前のプレスクールの実施等の各地方公共団体が行う取組への支援を充実することが重要である。また、外国人のための就園ガイドの作成等を行い、多言語での就園・就学案内を推進することが重要である。また、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、幼児教育段階における指導上の留意事項等の整理等に関する検討を行すべきである。

⁵ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、外国人幼児数は、幼稚園で7,188人、幼保連携型認定こども園で3,522人である。

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- 幼稚園教諭等については、小中学校と比較して平均年齢が若く、平均勤務年数も短いなど⁶、経験豊富な中堅教職員が少なく、若手教職員へ専門性が継承されにくい現状がある。
- また、保育ニーズの高まりを背景に保育士のみならず、幼稚園教諭等の確保も厳しい状況となっている。さらに、幼稚園は他の学校種と比べて女性比率が高い職場である⁷と言える。多くの教職員が出産・育児等の休業期間を経験する中、離職を防止し、たとえ離職したとしても再就職しやすい環境を醸成できるかが課題である。
- 加えて、例えば、幼稚園においては、預かり保育⁸や子育ての支援⁹などの教育課程以外の活動への対応が増加する中、多様化・複雑化している幼児教育現場の課題にも対応する必要があり、効果的な研修の実施・普及が求められている。

(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- 子供の育ちを巡る環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、幼稚園教諭等の資質向上と優れた人材を計画的に確保することが必要である。
- このため、幼稚園教諭等の給与等の処遇や配置の改善など必要な施策を推進するとともに、組織体制の整備等により、幼稚園教諭等が各々の能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。
- また、幼稚園教諭等の新規採用の促進、離職防止・定着促進、離職者の再就職の促進といった各地域における先導的な人材確保に向けた取組について支援を行うとともに、好事例の普及を行うことが重要である。

⁶ 「平成 28 年度学校教員統計調査」によると、教師の平均年齢は、幼稚園は 36.3 歳であるのに対し、小学校は 43.4 歳となっている。また、平均勤務年数は、幼稚園は 10.5 年であるのに対し、小学校は 18.1 年となっている。

⁷ 「令和元年度学校基本調査」によると、教師の女性割合は、幼稚園で 93.4%、幼保連携型認定こども園で 94.7% であるのに対し、小学校で 62.2%、中学校で 43.5%、高等学校で 32.3% となっている。

⁸ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、預かり保育を実施している幼稚園は、87.8%（公立で 70.5%、私立で 96.9%）である。

⁹ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、子育ての支援活動を実施している幼稚園は、84.0%（公立で 87.1%、私立で 82.3%）である。

- これまで、こうした取組は地域の幼児教育関係団体等が中心となり実施してきたが、近年、幼稚園教諭等の確保が困難になっている上、地方公共団体が質の高い幼児教育の提供体制の確保を行うためには、それを支える教職員の確保も併せて計画・実施することが必要である。このため、地方公共団体が主導して幼児教育関係団体や教員養成課程を有する大学・学部等と連携し、総合的な人材確保策を推進していくことが求められている。

(2) 研修の充実等による資質の向上

- 研修と通常の保育活動、園内研修と園外研修、さらには法定研修、幼児教育関係団体が実施する研修など、それぞれの機能や位置付けを構造化し、効果的な研修を行うことが重要である。
- 効果的な研修の実施・普及に当たっては、例えば、研修内容を体系的に整理した研修俯瞰図を基に、一人一人の教職員が自らの研修履歴を継続的に記録できる仕組みを構築することも有効である。
- さらに、施設類型、規模、職員体制や地域の実情が多様な中、単に経験年数というくくりだけでなく、園で担っている役割に応じた研修プログラムを構築することが重要である。
- 初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修体系の構築を行い、それぞれの段階で求められる資質を明らかにし、キャリアステージ毎の十分な研修機会を確保することが必要である。例えば、中堅前期の教職員には、自らの実践に自信を持ち、若手教職員のモデルとして実践の中核を担えるようになるための研修が必要であり、中堅後期の教職員に対する研修においては、園運営の一翼を担う自覚を持ち、小学校、保護者、地域、特別支援教育などの他分野の専門家との連携や、視野を広げることが必要である。
- また、幼稚園教諭等の資質向上を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図ることも重要である。
- さらに、キャリアステージに応じた研修のみならず、出産・育児からの復帰という女性のライフステージに合わせた研修プログラムの提供も必要である。

- とりわけ幼稚園教諭等においては若い世代の入れ替わりが多く、各幼児教育施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教職員に対しては、経験に基づき、指導方法等について的確かつ具体的な指導・助言等ができる者を配置・派遣するとともに、指導方法等に関する参考となる情報の提供を行うなど、きめ細やかな支援・研修体制の整備が必要である。

(3) 教職員の専門性の向上

- 幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養うため、より上位の幼稚園教諭免許の取得や、小学校教諭免許や保育士資格の併有¹⁰を促進することが重要である。
- 特に、現在、幼稚園教諭は二種免許状所有者が中心であり、他の学校種と比べてもその割合が高い状況¹¹にある。より上位の免許状の取得促進については、都道府県において、各地域における養成校等と連携し、より上位の免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、幼稚園教諭等の専門性の向上に向けた環境整備を図ることが期待される。

3. 幼児教育の質の評価の促進

- 幼稚園については、自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他の学校種と比べて評価の実施が進んでいない状況¹²にある。今後、評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、幼児教育施設、家庭、地域の連携・協力による園運営を進めることができることが一層求められている。

¹⁰ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼稚園の園長、副園長・教頭、教諭のうち、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している者の割合は、85.8%（公立で86.9%、私立で85.5%）である。

¹¹ 「平成28年度学校教員統計調査」によると、幼稚園における専修免許状所有者は0.5%、一種免許状所有者は27.2%、二種免許状所有者は68.0%であるのに対し、小学校における専修免許状所有者は5.1%、一種免許状所有者は78.9%、二種免許状所有者は14.0%となっており、二種免許状所有者の割合が高い。

¹² 「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」によると、学校関係者評価の実施率は、幼稚園は55.7%（国立で93.9%、公立で80.3%、私立で41.1%）であるのに対し、小学校は97.4%となっている。

- 幼稚園は比較的規模が小さく、園内の教職員の数も限られているという現状¹³がある。このため、園運営の改善・発展を図るに当たっては、教育委員会や幼児教育センター等の行政が幼児教育アドバイザーのような外部の専門家を派遣したり、各園が近隣の園と合同研修を実施したり、外部の視点を入れた活動の見直しを行うといった工夫が重要である。
- 各園の独自性を確保しつつ、学校評価等を通じた運営の改善・発展を図り、質の高い幼児教育を提供するための Plan, Do, Check, Action のサイクル（以下「P D C A サイクル」という。）を構築することが重要である。その際、実践に立脚した P D C A サイクルを実現し、各教職員の能力ややりがいの向上につなげていく上で、公開保育の取組は有効であり、実践の可視化・共有化によって研修内容の高度化にもつながると言える。

(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設によって、実施する必要のある複数の指導監督について、都道府県及び市町村とが緊密な連携を図り、各法令等に基づいた適切な指導監督を実施することが必要である。
- 指導監査の実施の際、監査に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実地指導の適切な組合せを検討するなど、効率的な指導監督となるようにすることが重要である。

(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- 各幼児教育施設において、自己評価を確実に実施し、関係者評価の実施を進めるとともに、必要に応じて第三者評価を実施するなど、教育活動その他の園運営の状況について評価し、その成果を施設の運営や環境づくり、教育課程等や指導などに生かすことにより、持続的に改善を促す P D C A サイクルを構築することが必要である。特に、私立幼稚園の学校関係者評価の実施率を上げるとともに、その根幹となる自己評価の着実な実施が必要である。

¹³ 「令和元年度学校基本調査」を踏まえると、幼稚園 1 園あたりの教師の数は平均 9.29 名（小学校 1 園あたりの教師の数は平均 21.4 名）と規模が小さい。

- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではないことを踏まえ、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むことが重要である。そして、こうした自己評価や学校関係者評価を各園のカリキュラム・マネジメントにつなげていくことが重要であるとともに、評価結果を保護者や地域へ広く情報提供・情報共有に努めることが望まれる。
- 公開保育の実施に当たって、例えば、専門的知見を有する者が園の課題抽出や実践の改善に向けた具体的な取組を支援する仕組みは、園における保育を見つめ直すことにつながり、こうした仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効である。
- また、園運営の改善・発展の視点から、公立幼稚園においては、園と家庭・地域とが目標やビジョンを共有することが重要であり、学校運営協議会の設置が望まれるとともに、私立幼稚園や他の施設においても、社会との連携及び協働に向けた取組が期待される。

(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- 子供の学びの過程と教職員の指導、施設の運営や環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針や留意事項等を作成するとともに、幼児教育の質に関する評価の仕組みを構築することが重要である。
- 幼児教育の質の評価手法の開発に当たっては、日本の幼児教育の特徴を踏まえた検討とすることに留意が必要である。

4. 家庭・地域における幼児教育の支援

- 子供の健やかな育ちを社会全体で支えるためには、幼児教育施設、家庭、地域がそれぞれの場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性について共通理解を図りつつ、子供の発達や学びをより豊かにするという目的に向かって、一体となって取り組むことが重要である。

- また、近年、幼稚園においても預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズが高まっている。待機児童対策の観点からも、未就園児クラスや2歳児受入れなどの取組が広がってきている¹⁴。
- 幼児教育・保育の無償化においても、認可保育所に入りたくても入ることのできない待機児童問題に対する代替的な措置の一つとして、保育の必要性のある子供については、幼稚園等の預かり保育の利用も無償化の対象とされているところである。

(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- 教職員が保護者や地域住民と協働して子供の育ちに関わっていく上で、子供の発達や学び、各園での実践の意図やねらいを保護者や地域住民に知ってもらうことは重要であり、幼児教育施設の取組と併せて地域全体としての努力も必要となる。
- そのためには、保護者や地域住民が幼児教育に関する理解を深めていくことが重要である。特に、幼児教育は、小学校以降での教科等の学習に比べて、教職員の指導のねらいやその中で育まれている資質・能力が見えづらいと言われており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用して、保護者や地域住民に丁寧に伝えることも有効である。
- 家庭教育の担い手である保護者の学びを支援するため、幼児教育施設における子育て広場等の開催や地域の子供・保護者に対する相談体制の整備に加え、公民館等の地域の多様な場において、子育て経験者等による保護者向けの講座や親子で参加できる行事・プログラム、子育てに悩みや不安を抱える保護者への訪問相談の実施など、地域における家庭教育支援を充実することが必要である。その際、幼児教育施設をはじめとする関係機関との連携や、家庭教育支援に係る知見を有した地域人材の養成など、家庭にとって身近な支援体制とすることが重要である。

(2) 関係機関相互の連携強化

- 経済的困窮や虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、当該家庭の子供が通う幼児教育施設と教育委員会、市町村福祉担当部局や児童相談所等の関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。

¹⁴ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、子育ての支援活動を実施している幼稚園のうち、未就園児の保育を行っている幼稚園の割合は69.7%（公立で66.4%、私立で71.5%）である。

- 地方公共団体において、障害者福祉関係の施策や外国人関係の施策については首長部局が担っていることが多く、教育委員会と首長部局の緊密な連携による支援が必要である。

(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- 地域の幼児教育の中心として、幼児教育施設がその専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼児教育施設における親子登園や相談事業、一時預かり事業等の取組の充実を図ることなどにより、子育ての支援の充実を図ることが必要である。
- 預かり保育については、幼稚園の多くがその実施に取り組むなど、教育活動であるだけでなく、3歳以降の子供の保育の受け皿としても重要な役割を果たしていると言える。質の向上を図りつつ、幼稚園利用者の保育ニーズにも適切に応えられるよう、一時預かり事業及び私学助成の双方における支援の充実を図る必要がある。
- 保護者参観だけでなく、降園後の園庭開放など、親子が一緒に活動する機会の重要性を再認識するとともに、園でしか見られない子供の姿を教職員が保護者に対して解説・助言することも有効である。

5. 幼児教育を推進するための体制の構築

- 幼児教育段階においては、幼稚園、保育所、認定こども園といった複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるという現状¹⁵がある。このため、教育内容面の支援に関しては、私学の特性を踏まえた対応が求められている。
- また、地方公共団体における幼児教育の担当部局の一元化¹⁶は近年増加傾向にあるものの、地方公共団体によっては、公私、施設類型に応じて担当部局が異なり、一体的な取組を実施する上で課題がある場合がある。加えて、他の学校段階と比べて地方公共団体における幼児教育段階に係る体制が手薄な状況となっている。

¹⁵ 私立の園に在籍している幼児は、幼稚園で約8割、保育所の約6割、幼保連携型認定こども園で約9割となっている（幼稚園及び幼保連携型認定こども園については「令和元年度学校基本調査」、保育所については「平成29年社会福祉施設等調査」より）。

¹⁶ 「平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書」（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）によると、幼児教育の担当部局の一元化を実施している地方公共団体は42.0%である。

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）においては、令和2年4月1日からの改正部分において、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備等の実施を通じて、質の高い教育・保育等の提供を図り、これらの事項について、都道府県及び市町村が作成する子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載することが求められている。

(1) 地方公共団体における体制の構築

- 公私や施設類型の垣根を越えて、研修機会の増加や幼小接続¹⁷の推進、幼児教育の質の向上に寄与する取組を促進する観点から、都道府県等が広域に幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する指導・助言・情報提供等の施策を総合的に実施するための拠点である「幼児教育センター¹⁸¹⁹」を設置することは重要である。幼児教育センターの設置により、公私合同研修の実施回数の増加や、幼小接続に向けた様々な活動の推進に効果がある。
- 幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事²⁰の配置を進めることはもちろんのこと、公私や施設類型に共通する課題である教職員等の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー²¹²²」を育成・配置することは重要である。

¹⁷ 幼稚園教育と小学校教育の接続はもとより、保育所、認定こども園といった幼児教育施設で行われる教育と小学校教育との接続も含む。

¹⁸ 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はない、例えば、関係部局間が連携して質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。

¹⁹ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼児教育センターを設置している都道府県は19自治体(40.4%)、市町村は79自治体(4.6%)である。

²⁰ 「平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書」(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)によると、幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体は38.9%であり、うち幼稚園教諭、保育士、保育教諭(園長を含む。)の経験者を配置している地方公共団体は45.3%である。

²¹ 各地域や幼児教育施設における現状や課題に応じて、例えば、園長経験者や学識経験者といった保育実践に関する専門性を有する者のほか、公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。

²² 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼児教育アドバイザーを配置している都道府県は24自治体(51.1%)、市町村は300自治体(17.5%)である。

- 地域の実情に応じ、都道府県を中心に幼児教育センターの設置が行われるとともに、市町村を中心に幼児教育の経験を持った指導主事の配置や幼児教育アドバイザーの育成・配置が行われることが期待される。また、幼児教育アドバイザーの役割分担として、例えば、市町村所属の幼児教育アドバイザーが園訪問を行い、都道府県所属の幼児教育アドバイザーは訪問先を限定し、域内の幼児教育アドバイザーの育成を主に担うこととも考えられる。
- 幼児教育アドバイザーは、園内研修の支援、実践力の向上、幼小接続の支援、特別支援教育など役割が多様化しており、求められる役割に応じた研修等を検討することが必要である。
- 各地域、各園によって抱えている課題は多様であることから、異なる専門性を持った幼児教育アドバイザーを複数人で派遣することは効果的である。その際、特に保育所の場合、訪問日程の調整が難しい場合も多く、幼児教育センターが園のニーズと幼児教育アドバイザーの専門性や訪問日程等のコーディネートを行うなどの工夫をすることは有効である。一方で、様々な専門性を持った幼児教育アドバイザーを確保する必要があり、採用源の多様化を図ることが重要である。
- 地方公共団体においては、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成・配置等の幼児教育を推進する体制を構築し、持続可能なものとして充実することが望まれる。
- 国においては、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、こうした地方公共団体における幼児教育を推進する体制の充実・活用のために必要な支援を行うとともに、幼児教育アドバイザーの活用に当たっての留意事項の整理や好事例の収集等の検討を行う必要がある。

(2) 調査研究の推進

- 質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが重要である。
- このため、国立教育政策研究所幼児教育研究センターについては、大学・研究機関、幼児教育施設等における幼児教育の調査研究やこれらの関係機関をつなぐネットワークの構築等を担う幼児教育の研究拠点としての役割が期待される。

- 幼稚園の教員養成課程を有する大学・学部等においては、最新の知見に基づいた教育・研究が行われることが期待され、各幼児教育施設においては、こうした大学・学部や幼児教育関係団体等との連携が必要である。
- 国立大学附属幼稚園においては、当該大学・学部、教育委員会等との連携により、附属学校の特性を生かした実験的・先導的な教育課題への取組や地域の教育課題を踏まえた調査研究への取組の成果を普及することが期待される。
- 各調査研究によって得られた幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果については、家庭や地域、幼児教育施設の関係者等に対しても分かりやすく周知し、関係者の間で共通理解を図ることが必要である。